

[事案 23-232] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 8 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集の際、誤説明および不告知教唆があったことを理由に、医療保険とガン保険の契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 3 月に医療保険とガン保険に契約したが、下記の理由により、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 当時、医療保障のある共済に加入していたため、ガン保険の加入のみ希望していたが、「医療保険とのセットでないと加入できない」と誤った説明を受け、セットでの加入を強要された（実際には、ガン保険単独で契約可能であった）。
- (2) 加入および告知の際に、募集人に帝王切開と子宮筋腫の手術を受けている話をしたが、告知書の「手術歴なし」にチェックするよう指示された。

<保険会社の主張>

募集人等、関係者から事情聴取を行った結果、下記のとおり申立人の主張する事実は認められなかったため、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人の夫から、「うちの家庭では、生命保険や医療保険に加入していない」という話を聞いていたうえ、申立人からも、特に、加入済み保険について話はなかった。
- (2) 初回訪問時から契約締結に至るまで、申立人から帝王切開や子宮筋腫の話聞いたことはなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、詐欺に基づく取消し、および告知義務違反の教唆を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、申立人の主張を認めることはできず、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 詐欺に基づく取消しについて

- ① 医療保険とガン保険とは別個の保険であり、ガン保険単体でも契約をすることが可能であることは、一般にも知られている事柄と思われ、そのような事柄について、募集人があえて虚偽の説明を行うことは常識的に考えにくいと言ざるを得ない。
- ② 申立人の主張を裏付けるような証拠は他に見当たらないので、募集人が、申立人に対し、「がん保険は医療保険とセットでなければ加入できない。」と虚偽の説明をしたと認めることはできない。

(2) 不実告知（告知義務違反）の教唆について

- ① 告知義務違反は、保険会社（相手方）からの生命保険契約の解除事由とはなり得ても、

自身で不実告知を行った契約者（申立人）からの生命保険契約の解除事由とはなり得ない。

- ②「告知書」には「過去5年以内に、妊娠・分娩に伴う異常で、入院したり手術を受けたことがありますか。」との質問事項が記載され、わざわざ「(帝王切開を含みます)」と括弧書きで注記が挿入されている。このように「帝王切開を含みます」と質問事項中に明記されているのに、募集人が、申立人から帝王切開の手術の事実を聞きながら、「いいえ」と虚偽の回答をするように指示することは、常識的に極めて考えにくいと言わざるを得ない。子宮筋腫の手術の事実についても同様である。